

平成29年2月10日

東大阪市長

野田義和様

東大阪市都市計画審議会

会長 濱田



東部大阪都市計画特別用途地区の変更（東大阪市決定）について（答申）

平成29年2月10日開催の東大阪市都市計画審議会において、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により付議された議案第2号「東部大阪都市計画特別用途地区の変更（東大阪市決定）」について、原案のとおり決しましたので答申します。